

付託第 1 号

請願書等の付託について

那須烏山市議会会議規則（平成 1 7 年 1 0 月那須烏山市議会規則第 1 号）第 1 4 4 条の規定により、令和 7 年第 4 回那須烏山市議会 9 月定例会において、次のとおり請願書等を付託する。

令和 7 年 9 月 2 日

那須烏山市議会議長 青 木 敏 久

審査期限		休会中に審査し本会期中に報告すること。	
付託委員会	番 号	件 名	備 考
経済建設 常任委員会	陳情書 第 6 号	那須烏山市城東沢の河 川改修について	城東自治会長 野沢 昭光
文教福祉 常任委員会	陳情書 第 7 号	敬老会等検討委員会設 置及び運営要領及び敬 老会交付金について	個 人 名

陳 情 書

令和 7 年 8 月 1 4 日

那須烏山市議会議長 青木敏久様

那須烏山市城東沢の河川改修について

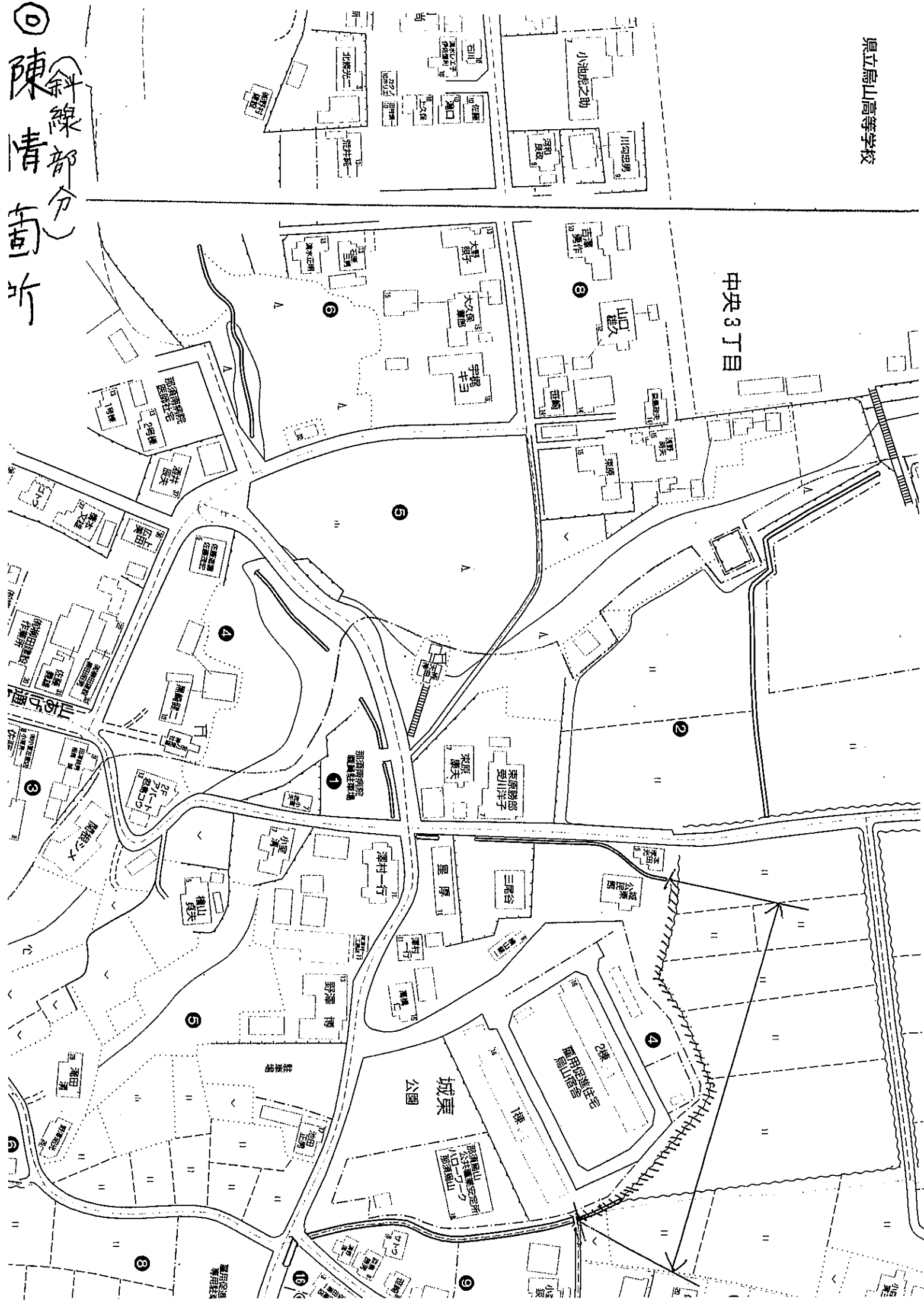
那須烏山市城東 10-8 城東自治会長 野沢昭光 

1. 陳情内容

烏山城の城山地区より中央 3 丁目及び那須南病院の北側を
経由して城東地区に流れる城東沢は、雇用促進住宅の北側で
西野ヶ原用水と合流し、雇用促進住宅の東側を迂回してハロ
ーワーク横の水路に流れる河川ですが、台風や豪雨増水時に
は雇用促進住宅の東側を迂回せず、直接城東の住宅地に流れ
込んで大変な水害をたびたび起こしてきました。大雨増水時
には、地域住民は不安を抱えているのが現況であります。何
卒、このような事情を鑑みいただきまして、このような災害
に見舞われないように城東沢の河川改修・早期整備を切にお
願い申し上げます。

中央3丁目

⑤ 斜線部分
陳情箇所



陳 情 書

敬老会等検討委員会設置及び運営要領 及び

敬老会交付金について

陳情の要旨

(1) 敬老会等検討委員会設置及び運営要領について

令和7年2月13日に、敬老会等検討委員会設置及び運営要領が改正されました。(目的)の条文が削除されましたが、削除しないこと、(会議)の4に議事は過半数で決することが追加されましたが、委員会が合議体であることを宣言する必要はないこと、(公開)が追加され、非公開とする場合のことを明記していますが、(公開)は必要ないことを行政に提言していただきたい。

(2) 敬老会交付金について

令和6年7月に敬老会交付金の算定基準が変更されました。この変更は不当であり敬老会交付金交付要領は無効であること、令和6年度に交付された交付金は敬老会交付金交付要領と異なる交付でしたので、令和6年度の敬老会交付金の交付を取り消し、交付要領変更前の算定基準で、要領に従った交付でやり直すこと及び令和7年度の敬老会交付金も交付要領変更前の算定基準で交付するよう行政に提言していただきたい。

陳情の理由

(1) 敬老会等検討委員会設置及び運営要領について

最初に公文書である議事録や決裁文書に触れざるを得ません。要領の変更箇所について改正する理由が記録されていません。議事録では、事務局

が資料について説明したとあるが、どのような説明があったのかが重要でその記録がありません。

このような公文書では後で要領改正の適否を検証することができません。本市においても、高根沢町や那須町の公文書管理条例が必要と言わざるを得ません。

さて、敬老会等検討委員会設置及び運営要領（以下要領という）の改正ですが、（目的）を削除する必要はないと思います。現行の条文が適正でないのなら、条文を変更して検討委員会の目的を明確にするのがよいと思います。次に（会議）で「議事は過半数で決する」を追加することはこの検討委員会が合議体であることを明確にすることになり、私的諮問委員会としての位置づけを崩す可能性がありますので条文に加える必要はないと思います。司法の場で、以前は合議体であることだけで地方自治法138条違反とされ違法の判断がされていたようです。（判例までは確認していませんがそのような論文の記事を読みました）

また（公開）ですが、原則公開を条文化する必要はないどころか、情報公開請求の非開示の根拠となるような8条1の（2）の非公開の理由となる条文です。傍聴者がいることで公正な議事運営に著しい支障が生じるとは、会議録にもありましたが委員が委縮して発言を控える可能性です。傍聴者がいることで円滑な議事運営に著しい支障が生じるとは、撮影や不規則発言の可能性が考えられますが、前段に至っては毎回のことですし、後段の可能性を理由に非公開とできるなら、社会通念上の合理的理由なくして原則公開の当委員会を非公開とすることができてしまいます。また、情報公

開請求があったとき、非公開を理由に非開示とする可能性を感じる条文となっています。8条1の(2)の議事も何の会議の議事か明確にされていません。市議会の委員会の議事や区長会議の議事も含まれるのか、そうでないのであれば敬老会等検討委員会もしくは当委員会の議事と明確にする必要があります。さらに運用面でもより煩雑になってしまいます。公開を市民に周知しなくてはならないこと、公開か非公開かのために会議を開かなくてはならないこと（会議に諮ってとあるので、文書での議決は会議が開くことができなかったコロナ禍のような合理的理由が必要となる）。会議の冒

頭で諮るのであれば、非公開となったときには傍聴者に退席を求めることとなります。

諮問委員会である総合政策課の市庁舎整備検討委員会や教育委員会の那須烏山市立学校適正規模等検討委員会では公開を条文化していませんが、検討委員会を公開しています。同じような対応でよいはずです。

(2) 敬老会交付金について

令和5年5月に那須烏山市敬老会等検討委員会（以下検討委員会という）が開催され、交付金の算定基準が変更されました。

検討委員会で、下記の敬老会事業対象者の推計値が提示され、対象者が推計値のように増加すると現行制度の維持が困難となる説明があり、算定基準を一律一人1,500円から。記念品配布のみの自治会は一人1,000円、敬老会を開催する自治会は一人1,500円と変更になりました。

R5 は予算要求人数

	R5	R6	R7
R5 検討委員会 推計	4,524	4,936	5,392

年度内に 77 歳以上の人数 基準日 R5 4/1

R5 4/1 で 76^①歳以上 (R5 に 77 歳以上になる) は 4,392 人

R6 の推計値は 75 歳人数 544 人を足した人数、R7 の推計値は さらに 74 歳人数 456 人を足した人数であり、死亡者数は考慮していない人口推計値としてはあり得ない数字となっている。死亡者数を考慮した推計値は下記ようになります。

	R5	R6	R7
死亡者数 差引 推計	4,524	4,496	4,602

過去 3 年間の死亡者 (翌年は対象者とならなかった人数) 平均値 350 人、交付基準日が 8/1 までの死亡者 90 人

R5 予算人数だが推計すると $4,392 - 90 = 4,302$

R6 $4,392 + 544 - 350 - 90 = 4496$

R7 $4,392 + 544 + 456 - 350 - 350 - 90 = 4602$

今後、対象数は約 400 人増加し、交付金額も焼く 60 万円、120 万円増加するとしていますが、R6 はマイナス、R7 はプラス約 50 人金額で 7 万 5 千円です。この数字で現行制度の維持が困難と言えるでしょうか。

素案を成立させるために、故意に死亡者数を考慮しなかったといわざるを

得ません。このような不正があってはなりません。故意ではないのであれば、司法の場では有過失しかも重大な過失です。そのような過失は別な意味で問題です。このような推計値から導き出した算定基準は無効です。

結果ですがその後実際の実績を参考までに示します。

	R5	R6 実績
決算人数	4,175	4,264

R6では、検討委員会で提示された推計値と実績では672人の差です。

その後の検討委員会で実績と推計値が示されています。

	R5	R6	R7	R8
R6 検討委員会 推計	4,216	4,437	4,577	5,048

推計値の基準日が8/1と比べる数字ではありません。

令和7年2月にも検討委員会が開催されましたが、8月1日を基準日として死亡者数を考慮した数字が示されていますが、見出しは対象者としていますが（注）で8月以降に77歳となる対象者を含まないとしています。

数字の取り扱いに疑問しかありません。

実際に交付されたのは、記念品配布だけの自治会は一人1,000円、敬老会を開催する自治会で出席者には一人1,500円、欠席者には一人1,000円となり、那須烏山市敬老会交付金交付要領（以下要領という）の算定基準とは異なる交付でした。そのことを指摘すると、手引きで

説明したので、「要領の8にこの要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。」とあるので問題ないとの説明でしたが、算定基準は定めがあるので、出席・欠席で算定基準が異なるのは要領を変更する必要があるはずです。その手続きを踏まないで交付したことは不正です。

また、出席・欠席の取り扱いにも矛盾があります。欠席者にも出席者と同様に祝い膳などを提供すれば出席とする信じられない対応です。議会の委員会で欠席者に資料を届けば出席とすることと同じです。社会通念上そのようなことは出席とはならないはずです。そのような取り扱いを特例として、敬老会事業が終わってから説明する始末です。その結果、100%出席とする自治会もあり、交付金の交付が公正公正に行われませんでした。補助金等交付規則第3条2に違反しています。8月末に前払いで交付されていますが、対象者に自治会がサービスの提供をしない対象がいると返金を求められます。ことのことは、事実上交付金は自治会ではなく個人に交付されていること同じであります。算定基準が一人1,000円と1,500円となっていることは、地方自治法第10条の住民は等しく役務の提供を受ける権利を有するに違反しています。このことを指摘したからか、令和7年度から交付金の実績を自治会が対象者に行うサービスの提供としないこととするようです。実績の考え方を変更する合理的理由についての説明を求めています。

交付金が1500円から1000円に変更となった自治会では、令和5年度と同じ記念品を配布すれば一人当たり500円の自治会負担が増えることとなります。記念品を1000円にすれば、対象者にとって受けるサービ

スが低下することになります。対象者が40人の自治会では、前記の場合20,000円の負担増となります。自治会予算が100万円では2%の支出増です。那須烏山市で考えれば2億円の支出増です。自治会にとってどれだけ負担が大きいか理解できると思います。対象者の記念品が小さくなるか、自治会負担が増加するかのどちらかです。行政はもっと市民に寄り添った施策を行っていただきたく思います。

上記理由で、令和6年度の敬老会交付金の交付は、根拠となる要領は無効であり、要領と違った交付であり、補助金等交付規則違反であることは明白であります。令和6年度の敬老会交付金の交付を取り消し、要領変更前の要領による正しい交付金の交付するよう提言していただきたい。また、令和7年度の敬老会交付金についても、変更前の要領で実施するよう提言していただきたい。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり陳情書を提出します

令和7年8月14日

那須烏山市議会議長 青木敏久 様